

SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート

6月号 Vol. 98

今月の SMILE

今月はガクアジサイです

まいど おおきに！

今月の表紙はガクアジサイです。花言葉は『謙虚』とのこと。ホンアジサイが、「移り気」、「浮気」、「高慢」というネガティブな花言葉を持つのにに対して、ガクアジサイの花言葉は「謙虚」となっています。これは、ホンアジサイよりもガクアジサイの方が、装飾花の数が少なく、その姿が謙虚に見えることにちなんでいとされています。

中国では、4月28日に政治局会議を主宰し、外国貿易投資の基礎となる市場を安定させることの重要性を強調しました。確かに4月25日のMSCI(モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナルが算出・公表する指数の総称)の中国指数は2.6%下落、香港に上場する中国企業で構成される恒生中国企業指数は4月に累積で5%以上の下落、そしてカナダ第3位の年金基金であるオンタリオ・ティーチャーズ・ペンション・プランボードが、香港に駐在する中国投資チームを解散するなど、世界の投資家の最近の中国企業業績への懸念さを感じます。一方、中国の政権は、国家データ局を設立し、これをデータ関連業務の最高統制機関として位置づけたり、銀行や保険業などの監督と中央銀行の責任の一部を担う「国家金融監督管理総局」を創設することで、金融分野での規制強化をしています。そして中国の全国人民代表大会は、4月26日に新たに改正された「反スパイ法」を可決しました。同法は2023年7月1日から施行される予定です。同法におけるスパイ行為の認定が拡大され、機密情報の対象は「国家の安全や利益に関わる文書、データ、資料、物品」にまで拡大されました。これにより多くの外国企業は、中国のビジネス環境が悪化してきていると感じることになるでしょう。外国の経営者は、この改正法が日常的なビジネス活動を国家安全保障に関わる犯罪に変えてしまう可能性があることを懸念しています。日本の松野官房長官は4月27日の記者会見で、「中国側には、この法律の詳細な解釈を要求し、法執行と司法手続きの透明化を求めています。また、中国駐在の日本人には、十分な注意を促し、今後も適切な対応策を講じる予定です」と述べています。「反スパイ法」は、今月号の法務編でも取り上げているので、ご参照ください。

次に、世界的に著名な投資家であるジム・ロジャース氏が、あるインタビューの中で、“お金持ちになるために職業をどう選ぶべきか？”という質問に対して、彼のこれから仕事を探そうとしている若者へのアドバイスを紹介します。「仕事を探すとき、給料をいくら払ってくれるかを最初に気にする人がいる。だがそれは仕事を探す上で最初に気にすべきことではない。」「もし自分にとって天職といえる仕事を見つめることができ、仕事を好きでいられるならば、その人は必ず成功する。そしてお金は後から来る。」「世界中の経営者は、賢くて真面目で勤勉な人材を見つけることの難しさを知っている。誰かを雇用する人は誰もが、熱心でやる気があり信念を持っていて考え方が普通と違う若者を見つけたいと思っている。」「だからそういう人を見つけたなら、誰もがその人に多くのお金を払いたいと思うだろう。仕事さえ好きならば、お金は後から来る。お金があなたを見つけてくれる。もしあなたが勤勉でやる気のある労働者であれば。」いかがでしょうか？ ジム・ロジャースのことばの中にも、謙遜であることの教えがありますね。

では今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



中国経済情報

マクロ経済情報

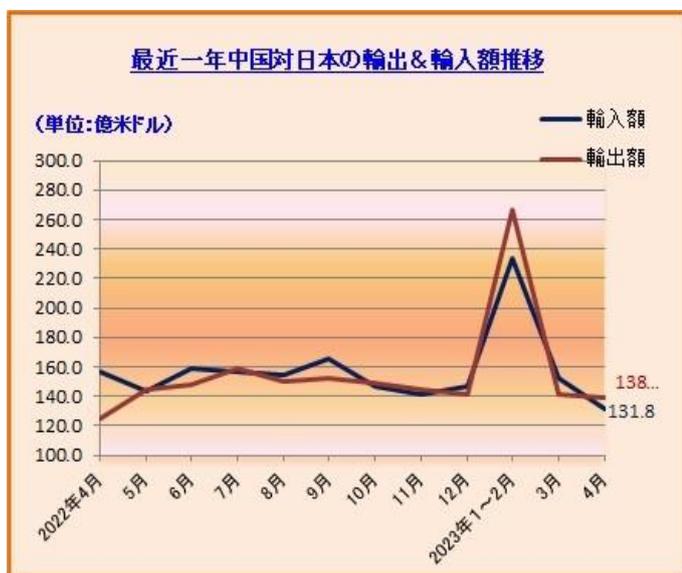
中国 4 月輸入 7.9%減、輸出は伸び鈍化

税関総署が5月9日に発表した4月の貿易統計によると、輸入は前年同月比7.9%減少した。輸出は8.5%増えたものの、伸びは前月の14.8%から大幅に鈍化。世界的な景気の冷え込みが中国経済の回復に足かせとなっている。輸入の減少は2カ月連続で、マイナス幅は前月の1.4%から拡大した。金額が大きい集積回路が約2割減。主要な貿易相手の欧米では、米銀の経営破綻を受けた金融不安などを背景に、景気の先行き懸念が強まっている。専門家は、外需が振るわない中で「輸出品を作るための部材輸入が減った」と分析した。その内、ロシア向け輸出は前月に続いて大幅に増加した。一方輸入は伸びが1桁台に縮小した。4月の対ロ輸出は96億ドルと前年同月比153.1%増加した。3月は136.4%増、1～2月は19.8%増だった。ロシアからの輸入は96億ドルと前年比8.06%増にとどまった。3月は40.05%、1～2月は30.3%それぞれ増加していた。尚、税関総署は二カ国間貿易の主要品目について詳細を明らかにしていない。

詳細について、下表をご覧ください。

2023年4月全国進出口総額表 (2023年4月全国輸出入総額表) 2023年5月10日					
(注:括弧内のは日本語訳である)			単位:亿美元(億米ドル)		
項目	当月	1月~当月まで累計	当月		1月~当月まで累計
			前月との比較±%	去年同期との比較±%	去年同期との比較±%
進出口総額(輸出入総額)	5,006.3	19,397.2	-7.8	1.1	-1.9
出口総額(輸出総額)	2,954.2	11,169.6	-6.4	8.5	2.5
进口総額(輸入総額)	2,052.1	8,227.6	-9.7	-7.9	-7.3
進出口差額(輸出入差額)	902.1	2,941.9	-	-	-

注釋: 進出口差額, 为出大于进; 为进大于出
輸出入差額, 「+」は輸出>輸入, 「-」は輸入>輸出



2023年4月進出口商品主要国別(地区)総値表
(2023年4月輸出入商品主要な国別「地区」総額表)

2023年5月10日

(日本語)	(中国語)	単位:百万美元(百万米ドル)								
輸入原産国(地区)	进口原産国(地)	輸出入		輸出		輸入		累計額同期比較(%)		
輸出最終目的国(地区)	出口最終目的国(地)	当月	1月~当月累計	当月	1月~当月累計	当月	1月~当月累計	輸出入	輸出	进口
総額	总值	500,627.8	1,939,719.8	295,418.0	1,116,956.8	205,209.8	822,763.0	-1.9	2.5	-7.3
その内、欧州連合	其中: 欧州联盟	68,152.7	262,531.8	44,741.9	170,704.3	23,410.8	91,827.6	-3.5	-4.3	-1.8
その内、ドイツ	其中: 德国	18,009.8	69,427.2	9,112.6	34,376.0	8,897.1	35,051.1	-6.2	-8.3	-3.9
オランダ	荷兰	9,760.3	39,255.7	8,696.9	34,949.5	1,063.4	4,306.2	-3.7	-4.4	2.2
フランス	法国	6,993.2	26,174.7	3,824.3	13,713.4	3,168.9	12,461.3	-0.7	-9.1	10.6
イタリア	意大利	6,161.8	23,631.9	4,016.6	14,878.7	2,145.2	8,753.2	-8.5	-12.6	-0.5
アフリカ	美国	56,363.4	217,924.0	43,022.5	158,250.7	13,340.9	59,673.3	-11.2	-14.3	-2
東南アジア諸国連合	东南亚国家联盟	76,919.5	304,637.7	46,196.5	185,182.2	30,723.0	119,455.5	5.6	15	-6.3
その内、ベトナム	其中: 越南	17,803.6	69,922.3	12,031.6	45,572.1	5,771.9	24,350.2	0.5	5.2	-7.3
マレーシア	马来西亚	15,653.5	61,710.3	7,942.1	31,100.5	7,711.4	30,609.8	0.5	16.7	-11.9
タイ	泰国	12,138.4	43,411.2	7,101.3	26,979.9	5,037.1	16,431.3	2.1	12	-10.9
シンガポール	新加坡	8,955.0	39,078.3	6,243.6	29,382.2	2,711.4	9,696.1	32.1	67.2	-19.3
インドネシア	印度尼西亚	11,133.6	47,448.0	4,888.3	21,571.9	6,245.4	25,876.0	6.9	0.2	13.2
フィリピン	菲律宾	6,729.7	26,458.5	5,092.3	20,376.1	1,637.5	6,082.4	3.6	14	-20.5
日本	日本	27,040.8	106,390.8	13,857.4	54,615.6	13,183.5	51,775.2	-9.6	0.8	-18.5
中国香港	中国香港	24,244.5	89,281.4	22,280.2	84,217.5	1,964.3	5,063.9	-3.8	-7.2	138.7
韓国	韩国	25,811.8	102,848.6	13,575.7	52,402.8	12,236.1	50,445.8	-14.1	4.9	-27.7
中国台湾	中国台湾	21,219.7	81,520.2	5,923.4	21,795.0	15,296.3	59,725.2	-25.7	-20.1	-27.5
オーストラリア	澳大利亚	19,638.4	78,588.9	6,211.7	25,867.0	13,426.6	52,722.0	12.5	10.4	13.6
ロシア連邦	俄罗斯联邦	19,228.3	73,148.3	9,621.9	33,686.0	9,606.4	39,462.3	41.3	67.2	24.8
インド	印度	11,615.9	44,340.3	9,798.5	37,859.4	1,817.3	6,480.9	4.5	4.6	3.7
イギリス	英国	7,783.9	31,036.2	6,407.2	24,207.2	1,376.7	6,829.0	-6.6	-3.1	-17.2
カナダ	加拿大	7,160.5	28,290.0	3,773.8	14,327.2	3,386.8	13,962.8	8.6	-16.4	56.6
ニュージーランド	新西兰	1,925.7	7,465.9	658.6	2,483.5	1,267.1	4,982.4	-12.9	-10.2	-14.1
ラテンアメリカ	拉丁美洲	37,947.6	149,606.4	20,733.0	76,627.4	17,214.7	72,979.0	2.2	3	1.3
その内、ブラジル	其中: 巴西	12,495.8	49,008.1	4,706.7	18,123.6	7,789.1	30,884.5	-0.7	3.2	-2.9
アフリカ	非洲	25,458.9	94,382.7	17,138.3	58,896.6	8,320.6	35,486.1	8.9	26.9	-11.8
その内、南アフリカ	其中: 南非	4,688.8	19,211.7	2,433.5	8,410.4	2,253.3	10,801.3	18.8	21	17

注:
1. 東南アジアのナショナルリーグはブルネイ、ミャンマー、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムを含む。
2. 欧州連合には、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ギリシャ、ポルトガル、スペイン、オーストラリア、フィンランド、スウェーデン、キプロス、ハンガリー、マルタ、ポーランド、エストニア、リトアニア、スロベニア、チェコ共和国、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、クロアチアを含む。
3. 2020年2月1日から、EUとの貿易総額はイギリスのデータを含まず、前年同期にも対応の調整を行った。

中国 4 月物価統計、CPIは約 2 年ぶり低い伸び PPIの下げ加速

中国国家統計局が 5 月 11 日に発表した 4 月の物価統計では、消費者物価指数(CPI)が約 2 年ぶりの低い伸びにとどまり、生産者物価指数(PPI)は下落率が拡大した。新型コロナウイルスの厳格な感染防止措置の解除後も、景気回復はまだら模様であることが鮮明になり、当局による追加刺激策の必要性を裏付ける内容となった。

CPIは前年同月比 0.1%上昇し、2021 年 2 月以来の低い伸びだった。伸び率は前月の 0.7%から鈍化し、ロイターがまとめた市場予想(0.4%上昇)を下回った。

生産者物価指数(PPI)は前年比 3.6%下落した。下落率は 20 年 5 月以来の大きさで、前月の 2.5%下落から下げ足が加速した。マイナスは 7 カ月連続。市場予想は 3.2%下落だった。

物価統計を受けて、中国人民銀行(中央銀行)には利下げ実施や金融システムへの流動性供給拡大への圧力が強まる可能性がある。人民銀行は 3 月、今年初めての預金準備率引き下げを実施。中国当局は、四大国有銀行に一部の預金金利上限を引き下げるよう指示している。

野村の中国担当チーフエコノミスト、ティン・ルー氏は「コロナ後の景気回復の鈍さ、人民銀行の預金金利引き下げガイダンス、デフインフレ、市場金利の低下、米連邦準備理事会(FRB)の利上げ停止シグナルを踏まえ、人民銀行が政策金利の貸出金利を引き下げる可能性が高まっていると、我々は引き続き考えている」と語った。

詳細について、下表をご覧ください。

2023年月4份的居民消费价格（CPI）变动情况
（2023年4月消费者物価指数「CPI」変動情況）

（中国語）	（和訳）	4月		1～4月
		先月と比較 増減幅(%)	去年同月比較 増減幅(%)	去年同月比較 増減幅(%)
居民消费价格	消費者物価指数	-0.1	0.1	1
其中：城市	その内、都市部	-0.1	0.2	1
农村	農村部	-0.2	0.1	0.9
其中：食品	その内、食品	-1	0.4	2.9
非食品	非食品	0.1	0.1	0.5
其中：消费品	その内、消费品	-0.5	-0.4	1
服务	サービス	0.3	1	0.9
其中：不包括食品和能源	その内、食品とエネルギーを含めない	0.1	0.7	0.7
分类別	類別区分			
一、食品烟酒	一、食品、タバコと酒	-0.6	0.8	2.4
糧食	糧食	-0.2	1.1	2.1
食用油	油脂	-0.4	4.8	5.9
鮮菜		-6.1	-13.5	-5.5
畜肉类	畜の肉類	-1.9	2.2	3.9
其中：猪肉	その内、豚肉	-3.8	4	7.4
牛肉	牛肉	-0.5	-1.1	-0.4
羊肉	羊肉	-0.4	-2.9	-3.3
水产品	水産品	0.5	-0.9	0.5
蛋类	卵	-0.2	1.2	6.2
奶类	ミルク類	0.2	1.1	1.2
鮮果	新鮮フルーツ	-0.7	5.3	9.5
烟草	タバコ	0.1	1.3	1.3
酒类	酒	0	0.9	1.2
二、衣着	三、衣類	-0.1	0.9	0.7
服装	服装	-0.1	0.9	0.8
鞋类	靴	0.1	0.8	0.4
三、居住	八、居住	0	-0.2	-0.2
住房租金	住宅家賃	0	-0.3	-0.5
水、电、燃料	水、電気、燃料	-0.1	-0.2	0.3
四、生活用品及服务	四、家庭用機器および保守サービス	0	0.1	0.9
家用器具	家電機器	-0.6	-1.2	-0.4
家庭服务	家庭サービス	0.1	1.9	1.4
五、交通和通信	五、交通と通信	-0.4	-3.3	-0.8
交通工具	交通機関	-0.9	-4	-2.7
交通工具用燃料	交通工具用燃料	-1.6	-10.4	-3.1
交通工具使用和维修	交通工具の使用とメンテナンス	0	0.6	1.1
通信工具	通信ツール	-0.4	-2.3	-1.6
通信服务	通信サービス	0	-0.2	-0.2
邮递服务	郵便サービス	0	0.2	0.2
六、教育文化和娱乐	七、教育・文化と娯楽	0.5	1.9	1.7
教育服务	教育サービス	0	1.1	1.2
旅游	旅行	4.6	9.1	7.1
七、医疗保健	五、医療保健	0.1	1	0.9
中药	漢方薬	0.4	4.1	4
西药	西洋薬	0	0.4	0.4
医疗服务	医療サービス	0.1	1	0.9
八、其他用品和服务	六、その他用品とサービス	1	3.5	2.9

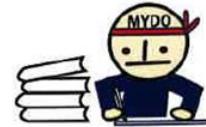
2023年4月工业生产者价格（PPI）主要数据
（2023年4月生産者物価指数「PPU」変動情況）

（中国語） 指 标	（和訳） 指 標	4月		1~4月
		先月と比較 増減	去年同月と 比較増減	去年同月と 比較増減
		(%)	(%)	(%)
一、工业生产者出厂价格	一、工業品生産者出荷価格	-0.5	-3.6	-2.1
生产资料	生産手段	-0.6	-4.7	-2.9
采掘	採掘	-2	-8.5	-2.9
原料	原料	-0.8	-6.3	-3
加工	加工	-0.4	-3.6	-2.8
生活资料	消費資料	-0.3	0.4	1
食品	食品	-0.5	1	2.1
衣着	衣料品	0	2	1.9
一般日用品	一般的な日用品	0	0.4	0.7
耐用消费品	耐久消費財	-0.3	-0.6	-0.2
二、工业生产者购进价格	二、工業品生産仕入れ価格	-0.7	-3.8	-1.5
燃料动力类	燃料動力類	-2	-5.3	1.6
黑色金属材料类	黒金属材料	-0.4	-9	-7.7
有色金属材料和电线类	非鉄金属材料と電線類	0.2	-4.5	-3
化工原料类	化学原料類	-1.1	-9.2	-6.6
木材及纸浆类	木材及びパルプ	-1.4	0.2	2.6
建筑材料及非金属类	建築材料及び非金属類	0.3	-4.4	-4.8
其它工业原材料及半成品类	その他工業原材料及び半製品類	-0.3	-1	-0.3
农副产品类	農業副産物	-1.1	1.2	3.6
纺织原料类	紡織原材料類	0	-4.8	-4.2
三、主要行业出厂价格	三、主要な業界の出荷価格			
煤炭开采和洗选业	石炭採掘と水洗いと選鉱業	-4	-9.3	-2.9
石油和天然气开采业	石油と天然ガス採掘業	0.5	-16.3	-8.3
黑色金属矿采选业	黒色金属鉱物採鉱業	-0.1	-10.8	-7.1
有色金属矿采选业	非鉄金属鉱物採鉱業	-0.6	2.7	5
非金属矿采选业	非金属鉱物採鉱業	0.1	3	3
农副食品加工业	農業の食品加工業	-1.3	1.1	3.9
食品制造业	食品製造業	-0.2	-0.4	0.3
酒、饮料和精制茶制造业	酒、飲み物と精製茶製造業	-0.2	1	1.4
烟草制品业	タバコ製品業	0	0.5	0.5
纺织业	紡績業	-0.1	-4.2	-3.7
纺织服装、服饰业	紡織の服装、アパレル業	0.1	1.5	1.2
木材加工和木、竹、藤、棕、草制品业	木材加工や木、竹、藤、シュロ製造業	0.4	-0.9	-1
造纸和纸制品业	紙と紙製品業	-1.2	-4.5	-2.8
印刷和记录媒介复制业	印刷や記録媒体コピー業	-0.2	-0.7	-0.5
石油加工、炼焦和核燃料加工业	石油加工、コークスと核燃料加工業	-2.3	-11.4	-2.8
化学原料和化学制品制造业	化学原料と化学製品の製造業	-1.1	-9.9	-7.2
医药制造业	医薬品の製造	0	-0.1	0.1
化学纤维制造业	化学繊維製造業	1.1	-2.9	-2.7
橡胶和塑料制品业	ゴム、プラスチック製品業	-0.5	-3.8	-3
非金属矿物制品业	非金属鉱物製品業	-0.1	-5.6	-6.1
黑色金属冶炼和压延加工业	黒色金属精錬と圧延加工業	-1	-13.6	-11.8
有色金属冶炼和压延加工业	非鉄金属を製錬する圧延加工業	0.2	-8.6	-6.6
金属制品业	金属製品業	0	-3.9	-3.4
通用设备制造业	汎用設備製造業	0	-0.1	-0.1
汽车制造业	自動車製造業	-0.2	-1	-0.8
铁路、船舶、航空航天和其他运输设备制造业	鉄道、船舶、航空宇宙およびその他運輸設備製造業	-0.3	0.5	0.8
计算机、通信和其他电子设备制造业	コンピュータ、通信やその他の電子設備	-0.7	-0.7	-0.2
电力、热力生产和供应业	電力、熱生産や供給業	-0.2	1.6	2.4
燃气生产和供应业	ガスの生産や供給業	-2.7	1.4	5.7
水的生产和供应业	水の生産や供給業	0	0.4	0.4

ここ5年間の消費者物価指数(CPI)と生産者物価指数(PPI)の推移



会計・税務情報



小型薄利企業の所得税優遇政策について

小型薄利企業及び個人経営者の発展を支援するため、財政部 税務総局は、2022年3月26日付けで、「小型薄利企業と個人経営者個人工商者に向け所得税優遇政策に関する公告」(財政部 税務総局公告 2023年第6号)を公布しました。

当該公告によると、2023年1月1日から2024年12月31日まで、小型薄利企業の年間課税所得額が100万円を超えない部分について、25%に減額して課税所得とし、税率20%を乗じて企業所得税を計算すること、それに、個人経営者の年間課税所得額が100万円を超えない部分は現行の優遇措置を元に、その個人所得税に対して半額減免することが定められています。当該公告でいう小型薄利企業とは、国家による制限及び禁止事業を営まない以下3つの条件をすべて満たす企業になります。

年度課税所得額	従業員人数	資産総額
300万円以下	300名以下	5,000万円以下

※1 従業員とは企業と契約している正社員及び企業が受け入れた派遣社員となる。

※2 従業員人数と資産総額は、企業の四半期平均値で算定する。

これに対して、2022年3月14日に公布した財政部 税務総局公告 2022年第13号に基づき、2022年1月1日から2024年12月31日まで、小型薄利企業の年間課税所得額が100万円超から300万円を超えない部分については、課税所得額を25%に減額して計算して、税率20%を乗じて企業所得税を計算することをされています。

この結果、2023年1月1日から2024年12月31日まで、小型薄利企業の企業所得税の計算方法は以下の通りです。

- 年間課税所得額が100万円までの部分
 $\text{課税所得額} \times 25\% \times \text{小型薄利企業税率}(20\%) = \text{実質税率} 5\%$
- 年間課税所得額が100～300万円までの部分
 $\text{課税所得額} \times 25\% \times \text{小型薄利企業税率}(20\%) = \text{実質税率} 5\%$

但し、これらの優遇措置は、年間課税所得額が300万円以上の場合には、小型薄利企業の要件を満たしていても適用されませんのでご注意ください。

小型薄利企業の企業所得税は、四半期ごとに予定納税が行われます。予納及び確定申告をする際、申告書に必要な情報(従業員人数、資産総額、年間課税所得額、国に制限又は禁止されている業種など)を記入することで、所得税の優遇措置を享受可能となり、その記載内容を基づいて減免計算を自動的に行うことになります。



「反スパイ法」の改正要点

—スパイ行為のリスク判別と企業としての対応—

1. はじめに

現行の反スパイ法の前身は 1993 年に制定された国家安全法であり、これは主に国家安全機関の履行すべき職責、特にスパイ防止に関する職責について定めている。反スパイ法は、従来の国家安全法に基づき 2014 年に制定のうえ施行されたものである。

反スパイ法の改正にあたっては、2022 年 12 月 27 日に中国全国人民代表大会(全人代)常務委員会において改正草案二審稿が公表され公開意見募集が行われた後、同年 4 月 26 日の第 14 期全人代常務委員会第 2 回会議において反スパイ法の改正が可決された。新たに改正された反スパイ法は今年 7 月 1 日に施行されるが、今年 3 月に日本企業現地法人の幹部が反スパイ法容疑で拘束されたことを契機に、同法とその運用に対する関心が高まっている。これを受けて、本稿では、反スパイ法の改正要点を解説しつつ、スパイ行為のリスク判別の要点及び企業としての対応実務について解説したい。

2. 「反スパイ法」の改正要点

(1) スパイ行為の範囲拡大

新たに改正された反スパイ法(以下「新法」という)は、「スパイ組織及びその代理人の手先になること」、「国家機関、機密に関わる単位(単位とは会社、企業、団体、機関などの組織の総称。以下同じ。)又は重要情報インフラなどに対してサイバー攻撃等の行為を実施すること」をスパイ行為とする旨を明確にした。このほか、中国領域内において又は中国の公民、組織若しくはその他の条件を利用して、第三国に対して実施するスパイ行為に従事し、中国の国家の安全に危害を及ぼすものには「反スパイ法」を適用する旨を明確に定めている。

新法で最も注目される改正点は、「国家機密、情報」のみならず、「国家の安全と利益に関わる文書、データ、資料、物品」もあわせて保護の対象としたことのほか、上記の文書、データ、資料、物品を窃取、偵察、買収、不法に提供する行為もスパイ行為とする定めを追加した点にある。一方、「国家の安全と利益」の定義は明確にされておらず、関連当局の今後の動きや法執行の事例に注目する必要がある。

(2) 安全防止の強化

新法は「安全防止」について特別に章を設けており、国家機関、社会組織などの反スパイの安全防止に関わる主体の責任を明確に定めている。これらの単位はその人員に対して国家の安全を保護するための教育を行い、人員を組織して、スパイ行為を防止・阻止する旨を明確に定めている。今後はさらに「反スパイ安全防止重点単位管理制度」を構築し、反スパイ安全防止重点単位において反スパイ安全防止作業制度を構築・実施することを要求している。

(3) 反スパイの調査・処分措置の強化と行政による法執行の権限強化

新法は、国家安全機関によるスパイ防止業務の調査・処分の権限を細分化した。例えば、スパイ行為の疑いがある身元不明の者に対しては、その所持品を調べることができるものとした。「地級市」の市レベル以上の国家安全機関の責任者の許可を経て、関連する文書、データ、資料、物品を調査・閲覧できるほか、スパイ行為の疑いがある者に関する財産情報の照会ができるほか、法定の手続きを経て、召喚又は強制召喚することができ、関係者の出入国禁止などを決定することができる。また、スパイ行為に関わるネットワークの情報コンテンツ又はサイバー攻撃などに関わるリスクが発見され、それが緊急な状況であって、直ちに措置を講じないと国家の安全に重大な危害が及ぶ場合には、国家安全機関が関連する単位に対して脆弱性の修復、関連する伝送の停止、関連するサービスの停止を命じ、関連当局に通報するものとされた。

(4) 法的責任の明確化

新法は行政処罰が適用される場合の事由を増やし、スパイ行為に関わる軽微な違法行為に対する過料、勾留などの行政処罰を明確に定めた。事情聴取、批判通報、許可証の停止又は取消など、処罰の種類を追加し、他人のスパイ行為を幫助した場合の法的責任を明確にした。

3. 中国国内における情報収集リスクの防止

新法は、国家の安全や利益に関わる文書、データ、資料、物品の窃取、不法提供などもスパイ行為の対象としたため、今後、企業が中国国内において情報収集などを行うにあたり何に注意すべきか、どのような分野の情報収集は違法リスクが高いのか。これらは中国で事業を展開する外資企業が関心を寄せる課題である。

現在、法律においては「国家の安全と利益に関わる文書、データ、資料、物品」について明確な定義又は詳細な解釈がなされていない。この点について、関連する法令を参照しながら、さしあたりの解説を試みたい。まず、中国の「国家安全法」(2015年施行)の2条により、国家の安全とは、国の政権、主権、統一及び領土の完全性、人民の福祉、経済社会の持続可能な発展及び国のその他の重大な利益が相対的な危険がなく、かつ内外からの脅威を受けない状態であること、及び安全な状態を保障し、持続させる能力を指す、と定められている。2014年に習近平国家主席が開催した中央国家安全委員会第1回会議において、国家の安全について、政治の安全、国土の安全、軍事の安全、経済の安全、文化の安全、社会の安全、科学技術の安全、情報の安全、生態系の安全、資源の安全、核の安全という11種類が示された。また、中国法上の「重要データ」に関する概念も一定の参考と示唆を与えてくれる。2022年1月13日に公布された「情報安全技術重要データ識別指南(意見募集)」(以下「指南」という)は、重要データの定義について、「一度改ざん、破損、漏えい又は不法入手、不法利用された場合、国家、公共の利益に危害を及ぼしうるデータ」と定めている。この「指南」は、関連する状況に含まれる重要データの例を次のとおり掲げている。戦略物資の生産能力・備蓄量、重要情報インフラのサイバーセキュリティ案、システム構成情報、コアなハードウェア・ソフトウェアの設計情報、システムの回路配置、応急対策等の状況を反映したデータ。輸出管理品目の設計原理、製造工程、製造方法などを説明する情報及びソースコード、集積回路レイアウト図、技術案、重要パラメータ、実験データ、検測レポート、重要安全保障単位、重要生産企業、国家重要資産(鉄道、送油用パイプラインなど)の施工図面、内部構造、安全予防などの状況を反映するデータ、及び未公開の専用幹線道路、未公開の空港などの情報、未公開の水道関連情報、水文観測データ、気象観測データ、環境保護モニタリングデータ、並びに国防、国家の安全に関連する知的財産権を示すデータなど。企業が非公開のルートを通じて上記情報を収集する場合、その法的リスクはいずれも極めて高いといえる。このように、スパイとみなされる具体的な行為や企業の対応などについて不明確な部分がある中、企業が情報収集において特に注意すべき分野としては、重要インフラと位置づけられる通信や情報、交通、エネルギー、金融、航空分野、軍事用品・基地などが挙げられる。また、最高人民法院の司法解釈や近年の反スパイ法に関する摘発事案からみれば、「文化大革命」に関わる資料、新疆の人権問題、共産党機関の人事や政権などに関わる非公開情報や資料の収集にもさらなる注意を払う必要がある。特に政府機関や国有企業の内部資料について、秘密保持のレベルを明記していないものの、文書において「内部使用に限定、外部への情報展開禁止」などを明記する場合、これらの資料は国家の機密情報に当たる可能性が高いため、特に注意しなければならない。

4. 企業としてのスパイ防止のための対応

反スパイ法の改正により、政府当局によるスパイ行為の取締りがなお一層強化することが予想される。このため、企業においては関連するリスクを極力低減すべく、次の対応策を講じることが考えられる。

- (1) スパイ防止に関して社内コンプライアンス体制を構築すること。これには社内方針の制定、スパイ行為の判別・報告に関する社内ルール、及びスパイ行為が疑われる行為を発見した後の救済措置などが含まれる。
- (2) 従業員のスパイ防止に関する法律の意識を高めるため、「刑法」及び「反スパイ法」などの法令に関する研修を実施すること。中国国内の従業員のみならず海外の従業員及び管理者も研修の対象者とするのが提案される。
- (3) 特定の業界(軍需産業、エネルギー、電力などの機微な分野に関わる業界、若しくは業界調査や研究などの機微な業務に従事する業界)又は特定の性質(例えば自社が CIO(重要インフラ施設の運営者を指す)である又は CIO をサプライヤーとする)に該当する企業との取引や業務の展開にあたっては、必要に応じてこれら企業に対するバックグラウンド調査を行うこと。これら企業に関わる非公開情報の収集と海外への送付前に法的問題の有無を検討すること。これらの企業から、その提供する情報において国家の機密情報などが含まれていない旨の誓約書を入手すること。
- (4) 取引先に対するバックグラウンド調査などのために調査会社やコンサルティング会社に依頼する場合、又は外国政府の要請を受けて中国国内の非公開情報を提供する場合、慎重に検討すること。特に調査方法に問題ないかの確認を行うこと。
- (5) 緊急時の対応計画を策定すること。これには自社の従業員がスパイ行為の疑いで拘束又は逮捕された場合において、どのように従業員の合法的な権利・利益を保護するか、及びどのように国家安全機関の調査に協力するかなどを含む。



ナニワのおっちゃん経営道！
《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第90回：「極端ですが、究極の判断基準は、“生きるか？！” “死ぬか？！”
二つに一つです！！」

これも、私の“製造業時代”での経験談です。

この「まいどニュースレター」で、何度も繰り返し言ったと思うのですが、中小下請け製造業には、優秀な人材がなかなか集まりません。

会社のため、本人のためにも、その仕事はやり切った方が良い・・・と判断して仕事を指示するのですが、まず、「そんなん、無理です！」・・・と、やる前に防御の壁を作ります。

やるのが面倒なのか？！・・・しんどいことを避ける本能なのか？！・・・失敗を恐れるのか？！・・・
そんな時、その部下に、私はこんなやり取りをします。

私：「なんで、できない？ それをやったら、あんたは死ぬか？」

部下 A 君：「そんな・・・、死ぬことなんかありません！」

私：「そうか、そしたらやってみなさい！ あんたならきっとできる！！ 大丈夫、大丈夫！！！」

ぼくは、あんたを信じてるでえ！！」・・・と。

言い方は極端ですが、“死ぬ気”になれば、たいていのことはできるものですし、また、そんなに難しい仕事なんて、通常の仕事の中で、そうそうあるもんじゃありません。たいていは、“こころ”の問題であって、そんなたいそうなやりとりをしなくても、できてしまうことが多いのです。

そして、彼は、この第一歩の壁にトライしないと、次の高いハードルは越えられないまま、“そこに居座る人生”を送ってしまうのです。

やってみて、いろいろ経験してみて、成功して、自信をつけて・・・大きく成長して、楽しい人生を送ってほしいと思うのが、「上司心」というものですよね。

これもまた、上下関係づくりの「ヒント」になりませんか？！

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海国際貿易中心 2415 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX: +86-21-6407-0185